（別紙２）【幼稚園・保育所・認定こども園等要請訪問】

感染症等の発生に伴う訪問の留意点について

秋田県教育庁幼保推進課指導班

訪問の実施について、次の点に留意した対応をします。関係先の皆様方の御理解・御協力をお願いいたします。

１　訪問の可否及び内容の変更等の決定

訪問の可否及び内容の変更等について訪問者と各施設長が協議をし、決定する。訪問日の実施が困難な場合は、期日を延期して実施するよう調整するが、安全が確保できない場合は年度内の直接訪問を取り止める。

２　留意点

(1)実施ができる場合

園は、訪問者と実施内容の時間、参加人数、場所、他園からの参加等の観点から協議し、密閉・密集・密接の３条件が重ならないように配慮する。

(2)実施ができない場合

・ 園から研修テーマ等に関する指導資料の提供希望がある場合は可能な限り応ずる。

・ 訪問に係る資料（要項６(２)参照）を郵送後、急遽中止になった場合、訪問者は、訪問に係る資料を閲覧し、助言内容を園に電子メール等で伝達する。園には、職員等に助言内容の伝達をお願いしたい。